

漁業近代化資金

1 制度の趣旨

この資金は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として、昭和44年に創設された資金で、漁協等の金融機関が漁業者等に長期かつ低利の施設資金等を融資できるように利子補給を行う制度です。

(根拠法「漁業近代化資金通法」)

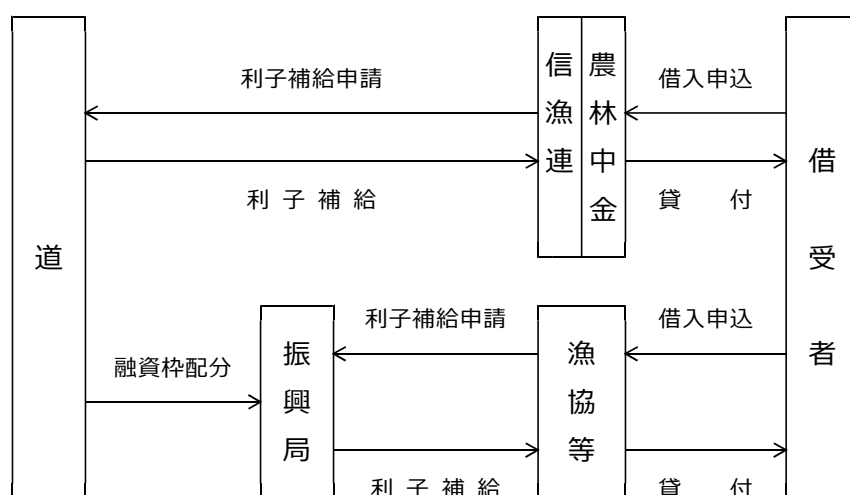
2 借受資格者

- 漁業を営む個人、漁業生産組合、漁業を営む法人※
(※ 従業員数が300人以下、かつ使用漁船の合計総トン数が3,000トン以下の法人)
- 水産加工業を営む個人、水産加工業を営む法人※
(※ 従業員数が300人以下、または資本金1億円以下の法人)
- 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合
- 水産振興公益法人※、協同会社※、特定の任意団体※
(※ 政令で定めるもの)

3 融資機関

- 漁業協同組合
- 信用漁業協同組合連合会
- 農林中央金庫

4 制度のしくみ



5 貸付条件一覧

(令和6年3月18日現在)

資金の種類		貸付金利(年%以内)						償還期限 (据置期間を含む) (年以内)		据置期間 (年以内)
		漁業者等(個人施設)			漁協等(共同利用施設)			漁業者等	漁協等	
		基準金利	利種率	貸付金利	基準金利	利種率	貸付金利			
1号資金 (漁船)	総トン数20トン未満の漁船	2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)	2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)	20 木船 9 機器 10	3 2 3	
	総トン数20トン以上130トン未満の漁船	2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)	2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)			
2号資金 (漁船漁具保管修理施設等)		2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)	1.60 (1.60)	0.50 (0.50)	1.10 (1.10)	15	20	3
3号資金 (漁場改良造成用機具等)		2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)	1.60 (1.60)	0.50 (0.50)	1.10 (1.10)	7	10	2
4号資金 (漁具等)		2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)	2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)	5 大型定置網 10		2 2
5号資金 (水産動植物の種苗の購入又は育成)		2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)	2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)	5 ぶり はたてが 真珠 ※注		2 3
6号資金 (漁村環境整備施設)		—	—	—	1.60 (1.60)	0.50 (0.50)	1.10 (1.10)	—	20	3
7号資金 (農林水産大臣特認)		2.35 (2.15)	1.25 (1.05)	1.10 (1.10)	1.60 (1.60)	0.50 (0.50)	1.10 (1.10)	漁村給排水 特定漁家住宅 労働力確保 初年度経営 15 5 その他 12	15	3 2 2 (漁協等3)

1 適用は、令和6年3月18日以降に承認されるもの。

2 () 内は、農林中央金庫が貸付する場合の金利である。

3 「漁協等」とは漁業近代化資金融通法施行令第2条の表の償還期限欄に掲げる、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び令第1条に掲げる団体又は法人(令第5条に規定する団体を除く。)をいう。

4 資金の貸付条件は、漁業を営む任意団体は漁業法人と、水産加工業を営む任意団体は水産加工法人と、漁業を営まない協同会社等は漁業協同組合等と同じとする。

※注 5号資金の真珠については、据置期間を3年とするものは施術の年の翌々年に浜揚げされるものに限る。

	漁業者等	漁協等
貸付限度額	・20トン以上漁船資金借受者	3億6千万円
	・水産養殖業者(法人)	3億6千万円
	・漁業(総トン数20トン未満の漁船を使用する者に限る)、養殖業又は水産加工業のいずれか2以上を併せ営む者	3億6千万円
	・上記以外の生産組合・漁業法人・水産加工業者、個人のうち20トン未満漁船資金借受者・漁船漁業用施設資金借受者・水産養殖業者(個人)	9千万円
	・知事が承認した場合はその承認額	

6 資金使途一覧

資金の種類	資 金 使 途	
1号資金	<p>漁船</p> <p>漁船の改造に必要な資金であつて船体以外の部分にかかるもの</p>	<p>130ト未満の漁船の建造、取得、改造 特別な理由のある場合において、農林水産大臣が漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき130トを越える総ト数を定めたときは、その総ト数</p> <p>推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知器、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図模写受信施設、造水装置、油圧装置、自動いか釣機（漁船の船体に固定し、動力により作動するもの）等</p>
2号資金	<p>漁船漁具保管修理施設 漁業用資材保管施設 漁船等油水供給施設 養殖池 蓄養池 水産種苗生産施設 養殖用作業舎 水産物処理施設</p> <p>水産物保蔵施設 水産物加工施設 製氷冷凍施設 水産物等運搬施設 水産物販売施設 漁業用通信施設</p>	<p>漁船修理施設、漁船機関修理施設、染網施設、漁具倉庫、船揚施設等 給油タンク、資材えさ倉庫等 給油船、給水施設等 養殖池 蓄養池 採苗施設、飼育池等 養殖用作業舎 荷さばき販売所建物（注）、水揚機械施設、海水浄化施設、給排水施設、衛生施設、消火施設、構内舗装、計算センター、トラックスケール、せり機械施設等 （注）卸売場建物、仲買売場建物、買荷保管積込所建物及び場内事務所を含む 水産物倉庫、冷蔵施設等 水産物加工施設 製氷施設、冷凍施設 運搬船等 活魚等販売施設 漁業用無線陸上施設、テレタイプ、テレックス等</p>
3号資金	<p>漁場改良造成用機具 漁船用油水供給用機具 水産種苗生産用機具 養殖用えさ調製供給用機具 養殖用肥料薬剤施用機具 養殖水産物収穫用機具 水産物等運搬用機具 生産・経営管理情報処理用機具</p>	<p>ブルドーザー、パワーショベル等 給油車、給水車等 ヒーター、培養器等 給餌器、ミンチ、チョッパー、播撒器等 浮タンク、散布機械等 のりつみ機等 運搬車、場内運搬機械等 電子計算機等</p>
4号資金	<p>漁具</p> <p>養殖いかだ その他農林水産大臣が定める養殖施設</p>	<p>漁網綱、浮子、沈子、ラジオブイ、集魚灯、潜水用具、えり、やな、かご、つりざお、自動いか釣機（1号資金に含まれるものを除く）等 養殖いかだ（注）つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。 はえなわ式養殖施設（注）、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設、小割り式養殖施設（注）つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。</p>
5号資金	<p>ぶり、うなぎその他の生育期間が通常1年以上である水産動植物であつて知事が定めるもの（指定水産動植物）</p> <p>知事が指定するもの ア 養殖に係るもの イ 増殖に係るもの</p>	<p>あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すすき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに</p> <p>通常1年以上の期間育成する指定水産動植物（ただし、とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除く）の種苗の購入又は育成に必要な資金 あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入又は育成に必要な資金</p>
6号資金	<p>有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるもの</p>	<p>漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁船多目的施設、生活安全保護施設、連絡道、廃棄物処理施設</p>
7号資金	<p>1～6号以外で知事の指定する資金</p> <p>漁場改良造成施設 漁協等が共同利用に供する船舶公害防止施設 海浜等環境活用施設</p> <p>漁村給排水施設 漁家住宅 初度的経営資金 密漁監視施設 水産業労働力確保施設資金</p>	<p>開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設等 監視船、指導船等 水産物の処理加工に伴つて生ずる公害の防止のために必要な施設 釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施設、水産物直販施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所 給排水施設、浄化槽等 漁家住宅 初度的経営資金 密漁監視施設 宿泊施設、休憩施設（食堂、浴室等）</p>